

## 放送受信契約の未契約事業所等に対する民事訴訟の提起について

- 本日、NHKの再三の要請にもかかわらず、放送受信契約の締結に応じていただけない、複数の宿泊施設を運営する事業所2件（本社所在地：東京都）に対し、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

また、放送受信契約の締結には応じていただいたものの受信料の支払いに応じていただけない、複数の宿泊施設を運営する事業所1件（本社所在地：大分県）に対し、受信料の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

### 【これまでの対応】

今回提訴の3件のうち東京都に本社を置く事業所の2件は、今年の3月14日と5月24日にそれぞれ担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、今年の6月22日に訴訟予告を通知し、対応を重ねてきましたが、受信機の設置数に応じた数の契約締結をいただけなかったため、提訴に至りました。

また、大分県に本社を置く事業所の1件は、昨年12月20日に担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、今年3月14日に訴訟予告を通知して対応を重ねてきた結果、設置数全数の契約締結には応じていただいたものの、これに基づく受信料の一部について支払いに応じない旨を表明したため、提訴に至りました。

### 【NHKコメント】

相手方に対しては、粘り強くできる限りの対応を行いました。どうしても要請に応じていただけなかったため、やむなく提訴に至りました。NHKとしては、今後とも、受信料の公平負担の徹底のため、あらゆる努力をまいります。

... ..

### 【これまでの未契約事業所・世帯に対する民事訴訟】

- ・ 未契約の事業所については、平成21年と22年に計2件の民事訴訟の提起を行いました。いずれもその後円満に放送受信契約を締結し、訴えを取り下げました。
- ・ 未契約の世帯については、昨年11月に5件、今年6月22日に1件の計6件の民事訴訟の提起を行いました。その後、5件に契約締結に応じていただき、1件が東京地裁に係属中です。